

研究名 (研究費名)	児童相談所におけるカルチュラル・コンピテンスに関する研究 (平成20年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究)
主任研究者名	高橋重宏 (東洋大学社会学部教授)
報告書配布先	全国の児童相談所等の関係機関 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所ホームページに掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p>(研究概要)</p> <p><研究背景・目的></p> <p>日本に居住する外国籍・無国籍の人々が増加する中、児童相談所においても、異なる文化的背景を持つ子どもに対してサービスを提供する場面も増加している。国連子どもの権利条約では、子どもの持つ文化・生活様式等への配慮の必要性が盛り込まれている。本研究では、児童相談所における多文化対応の現状を把握し、今後の課題を抽出した。</p> <p><言葉の定義></p> <p>子どもの持つ文化の多様性に対応したサービスを提供できる多文化への対応能力、すなわち個人の文化や文化的集団における差異に配慮してサービスを提供できる力量を操作的にカルチュラル・コンピテンスと定義した。</p> <p><調査方法></p> <p>外国籍・無国籍の居住者が多い地域の児童相談所へのヒアリング、および全国の児童相談所への質問紙調査を行った。</p> <p><研究結果></p> <ul style="list-style-type: none"> サービス提供における最も大きな課題として、言語および文化への対応が挙げられた。 宗教的な理由から一時保護所での食事などへの配慮 大使館・領事館、保護者の職場、教会といった他機関との連携の課題などが挙げられた。 事例ではフィリピン、タイ、ブラジルなどが挙がってきているが、相談案内では英語が多く、ミスマッチが考えられた。 相談案内が作成されれば使用すると回答した児童相談所は8割を超え、制度説明に関する案内資料整備のニーズが確認された。一方、作成予定は皆無であり、一部の自治体を除き、個々の自治体、および児童相談所における作成は難しいことが伺えた。 <p><考察></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所によっては文化的な背景の異なった家庭への相談等に数多く直面していないという現状もあり、カルチュラル・コンピテンスの担保そのものの必要性が認知されていない現状がある。まず、期間レベルでの対応が考えられると共に、自分自身が持つ多文化に関する感覚を自己覚知することや、多様な文化、その風俗・習慣や対応の留意点について研修が行われる必要がある。 通訳の確保については、各地域における連携可能な資源が異なっており、特に外国人が少ない地域、あるいは相談の少ない言語に関しては通訳の確保が困難であり、多くの経費が必要となっている実態がある。地域の資源を開発すると共に、通訳に関しての予算が何らかの形で確保される必要がある。また、国としても各国の大使館に日本の子ども家庭福祉の法律やその対応、あるいは相談が発生した場合の具体的対応について周知、検討が行われる必要がある。 先住民族がおり、その後文化的な背景の異なる集団が入植した歴史的背景を持つ国々では、文化的背景の違いによる問題は古くから議論され、先住民族の持つ文化の重視するための方策が模索されてきた。子どもの権利や子ども家庭福祉に精通した、その文化自体にネイティブな文化的コーディネーター等が配置されている。日本でも、文化的背景について児童相談所が判断に迷う場面、あるいは子どもの最善の利益を護る場面で大きな役割を果たすと思われる。 本研究では、利用者の持つニーズに応じて、適切なサービス提供機関へとつなぐための相談票について、ひな形を提案した。(報告書に添付) 	

研究名 (研究費名)	児童福祉司養成校のカリキュラム等のあり方に関する研究 (平成20年度こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業)
主任研究者名	高橋 重宏 (東洋大学社会学部教授)
報告書の配布先	日本社会福祉士養成校協会加盟校
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	i-子育てネットより公開予定 http://www.i-kosodate.net/mirai/research/

(研究概要)

<研究目的>

児童福祉司は、児童虐待対策の最前線で活躍する専門職として、子ども福祉とその関係領域に関する高い専門知識と専門技術を備えていることが期待されている。しかし、現状においては、児童福祉法第13条第2項第1号に規定される厚生労働大臣の指定する児童福祉司等を養成する学校(大学)における養成カリキュラムのモデルすらも確立出来ていない。児童福祉司の必要とする知識及び技術のあり方を調査・検討し、児童福祉司等を養成する学校(大学)のカリキュラム・モデルを提示する。なお、児童相談の専門性は、児童相談所の児童福祉司だけではなく、平成16年度児童福祉法改正において第一義的な児童相談の機関として位置付けられた市町村の担当者についても適用できることを想定した。

<研究方法>

①既存の社会福祉士養成校等のカリキュラムの分析、②フォーカス・グループ・インタビュー、③エキスパート・インタビューを実施した。

<研究結果>

社会福祉士養成は、ジェネリック・ソーシャルワーカーの養成を前提としており、新たなカリキュラムでは旧来60時間の児童福祉論は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」として30時間程度に縮小されており、かつ児童相談所の実習においても面接等に立つ場面は想定しづらく、現場で生きるノウハウを得るには限界が想定できる。また、フォーカス・グループ・インタビュー、エキスパート・インタビューとも、社会福祉士養成カリキュラムと内容的には重なる部分が多いものの、より実践で生きる価値観(倫理・視点)、知識や技術などが求められており、社会福祉士カリキュラム修了だけではなく、子ども家庭福祉分野により特化した実践力が求められていることが分かった。

これらの結果をまとめると表1のようになった。

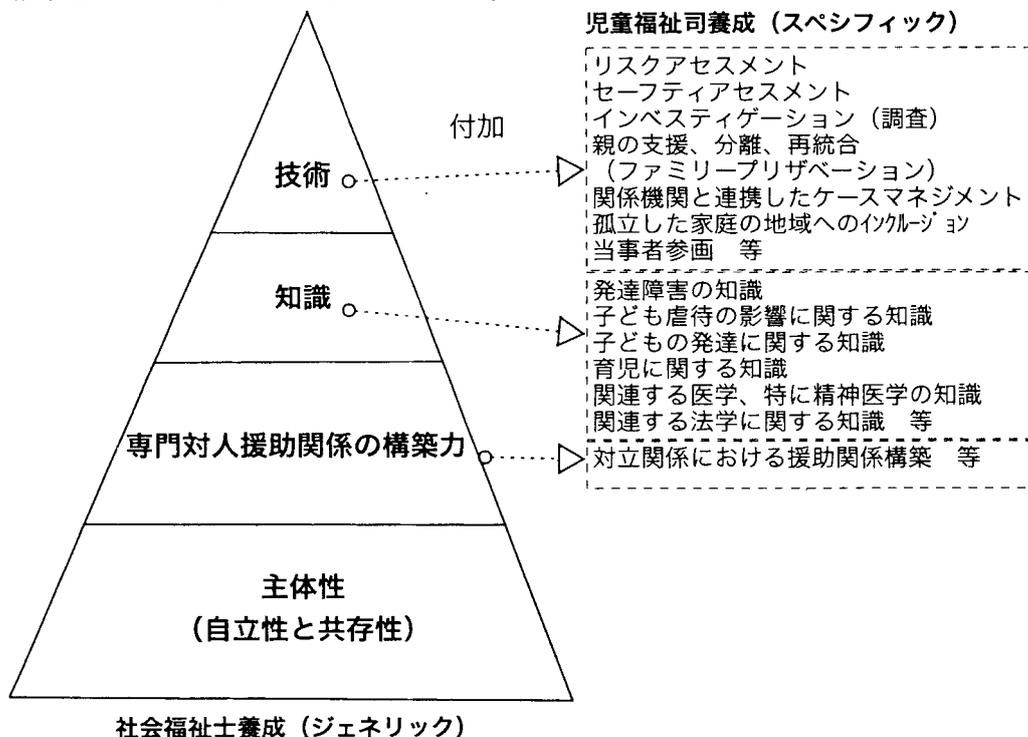


表1. 調査から得られた児童福祉司に求められる力量

従って、特に児童福祉司養成においては、現行の社会福祉士の養成に付加する形で実施され、現場感をできるだけ醸成するため、最低3ヶ月のインターン制度、仮採用制度、加えて都道府県と大学等の協働により、力量を持ち、現場で意志決定を行った経験のある経験者を実習担当教員として一定期間大学棟の養成機関に派遣することなども視野に入れて取り組まれる必要がある。

なお、提案したカリキュラムの概要について、表2に概括した。

一般教養や生活感覚

- ・ 保育所や通所による障害関係施設における短期実習、ボランティア
- ・ 当事者の感覚に近づけるような体験、および関連文献、手記を読む

子ども家庭福祉分野の理念と方法

- ・ 子ども家庭福祉における価値観と倫理
- ・ 子ども虐待と子どもの権利に関する知識
- ・ 援助者としての主体性（自立性と共存性）

子ども家庭福祉相談、および援助課程に関する技術

- ・ 面接技法等
 - 非言語的な関わりに関する技術
 - 困難な援助対象者に対応する技術
 - 当事者参画等、援助対象者の強みを活かす技術
 - 地域、制度・資源を把握・活用する技術
 - チームワークに関する技術
- ・ 援助課程に即した技術
 - リスクアセスメント
 - セーフティアセスメント
 - インベスティゲーション（調査）
 - ファミリー・プリゼンテーション
 - 孤立した家庭と子どものインクルージョン
 - 関係機関と連携したケースマネジメント
 - 当事者参画と家族再統合

子ども家庭福祉相談に関する知識

- ・ 子ども家庭福祉相談に関する知識
 - 子どもの発達や育児に関する知識
 - 発達障害の知識
 - 子ども家庭福祉相談に関する医学（精神医学）に関する知識
 - 子ども家庭福祉相談に関する法律に関する知識

実習・演習

- ・ 児童福祉司 相談援助演習
 - 各都道府県、大学等が連携（契約）を行い、現場から大学へエキスパートを派遣し、ロールプレイ等を中心に実施
- ・ 児童福祉司 相談援助実習指導
- ・ 児童福祉司 相談援助実習
 - 実際のケースを取り扱い、十分なスーパーバイズを受けられる環境で実施

インターン制度（最低3ヶ月）

表2. 児童福祉司養成において付加されるべき履修内容案

研究名	児童相談所と司法機関(警察 家庭裁判所)との連携に関する課題についての調査研究(平成20年度子ども家庭総合研究所個別研究)
研究担当者	山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)
報告書配布先	児童相談所 都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット閲覧の可否及び閲覧先アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所ホームページに掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p>(研究概要)</p> <p>児童相談所の子ども虐待相談対応においては、警察 家庭裁判所等の司法機関との連携が欠かせない。また法改正によって児童相談所の権限の強化、特に子どもの安全確保に関する強制的な介入を含む法的対応力の強化が進んでおり、様々な局面において警察との連携が欠かせない状況にある。しかし、児童福祉法に基づく相談機関である児童相談所と、刑事司法機関である警察とは、諸法の判断・運用において、組織の機能・対応において、相互に異なる部分があり、その相互理解に基づく連携の強化が特に必要な課題となっている。</p> <p>家庭裁判所は児童福祉法28条1項・2項の申し立て審判において、子ども虐待相談事案に関する児童相談所の子どもの分離介入を伴う保護者指導や家族再統合課題に深くかかわり合いをもっているが、申し立てにおける様々な証拠提出や、承認までの審判過程における課題の情報整理と共有化は常時課題となっている。また審判における家庭裁判所から児童相談所への指導勧告により、児童相談所の保護者への指導・援助対応を強化することが、児童虐待防止法によって規定されているが、その効果や、結果としてさらに設定されている知事の勧告の実施状況等はこれまで調査されたことが無く、その実態把握が課題となっている。</p> <p>全国児童相談所の協力を得た調査、および警察庁、各都道府県警察本部の協力を得たヒアリング調査により、児童相談所と警察の連携における諸課題、相互の認識、要望事項の整理を行った。組織の違いや情報の扱い方、業務の進め方等についての相互理解を進めるためのコミュニケーションの充実が課題であることが明らかとなった。また家庭裁判所への申立て書類の内容と扱い、指導勧告の現状、効果と課題の整理を行った。裁判所の関与については直接に保護者にアプローチできる手法の必要性が改めて指摘されているが、そもそも欧米のシステムでは親権を停止、ないしは剥奪されている状況の保護者が日本では依然として対立関係のまま、保護者支援の対象者として児童相談所の援助下にあることが注目された。</p> <p>なお、児童相談所と警察の連携における情報共有のあり方と夜間・休日の時間帯にわたる警察署長への援助要請における留意点については、調査の結果、主要な留意点の抽出を行ったので、別紙として提供し、現場でのコミュニケーションにご活用いただければと考える。</p> <p>なお21年度は警察からのDV通告の実態とその効果的な実務上の課題について、調査と整理を行うことを予定しており、積極的なご協力をよろしくお願いしたい。</p>	

資料1

児童相談所と警察の協議における事例情報の確認項目

年 月 日

児童相談所名

警察署名

情報提供の日時	平成 年 月 日				
情報提供の場所・方法	警察署 児童相談所 電話（電話連絡 110 番）会議（ ）				
情報共有の理由	1. 警察署長への援助要請の事前協議（安全確認 一時保護 臨検・捜索） 2. 一般警察活動としての援助要請とその事前協議 3. 立入調査拒否罪の告発に関する事前協議 4. 刑事告訴・告発・通報に関する事前協議・相談 5. 刑事告訴・告発・通報の手続きとして 6. 要保護児童対策地域協議会活動としての情報共有のため				
事 例 情 報（人定情報）					
児童氏名 （通 称）		性 別	男 ・ 女	生年月日 年齢	平成 年 月 日 歳
児童の所属	保育所 幼稚園 小・中・高校（ ）				
現住所	市・区・町・村				
	電話				
家 族 構 成					
続柄	氏 名	年齢	生年月日	職業 学校	同居・別居 の状態
					同・別
備考：					
協議事由					
当面の児童相談所から警察の対応 についての要望・依頼内容					
当面の児童相談所の方針					
警察との確認事項					
本情報の情報管理について の確認		①. 要保護児童対策地域協議会としての情報共有の範囲内 ②. 警察への事前協議の範囲内 ③. 警察への捜査着手も含む通報（捜査着手の場合、可能なら告知）			

資料2

開庁時間外・夜間～早朝の警察署長への援助要請に関する児童相談所としての留意項目

- ① 18時以前に援助要請の可能性について所轄署に連絡 有→ 18時以降の事態の推移連絡
無→ ②へ
- ② 18時以降、午前9時までの援助要請の連絡（援助要請した時刻 時 分）
- ③ 警察署の現在の状況確認 事件対応で取り込み中かどうか → ⑧以降の対応へ関連
- ④ 人定情報の提供と援助を要請する理由の確認
人定情報の提供
援助要請の理由 暴力・興奮による抵抗の危険性
立入調査による安全確保の必要性
精神衛生法に基づく保護の可能性
- ⑤ 事案の経過情報の提供
- ⑥ 子どもの所在確認の程度
- ⑦ 緊急保護の可能性の程度
- ⑧ 希望する警察官の人数 制服・私服・男女の配慮希望 警察の現状での対応の可否の程度
- ⑨ 準備のために設定できる時間 即座・30分・1時間（ 時 分までに対応確認連絡）
警察の窓口対応者氏名（ ） 児相の連絡窓口氏名（ ）
- ⑩ 事前協議の可否 警察署に出向いて援助要請書を持参し協議できるか
- ⑪ 警察からの出動の可否と人数 可：内容（ 人）（制服 私服 男女 ）
否：現地からの110番通報で対応のみ→⑯へ確認
- ⑫ 集合場所確認
- ⑬ 集合時間確認
- ⑭ 現場での事前協議の可否
- ⑮ 児童相談所の現場担当者 職名・氏名
電話番号
出動後の連絡方法と手順確認
- ⑯ 実施の結果 子どもの所在（有 無） 家族の所在（有 無）
安全確認（可 立ち入りにより可 不可） 一時保護（職権 同意 無）
警察官の援助 離れて待機 現場見守り 家屋内での見守り
家族への警告・助言 有形力による介入援助 警職法執行法第 条
⑰→110番通報の 有 無 結果：
事後の緊急連絡窓口：警察側氏名 児相側氏名 電話番号
- ⑰ 事後の処置 警察担当部局への報告確認と礼（当日 翌日）
警察との調整事項 有：
無：
- ⑱ 直後のAfter Action Review： 児童相談所の対処工夫について
警察との連携工夫について

研究名	児童相談所における保護者援助のあり方に関する実証的研究2 保護者援助手法の効果、妥当性、評価、適応に関する実証的研究 (平成21年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究)
主任研究者名	山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)
報告書配布先	児童相談所、都道府県・政令指定都市児童福祉主管課等 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット閲覧の可否及び閲覧先アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所ホームページに掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php

(研究概要)

<目的>

本研究は児童相談所の子ども虐待相談における保護者支援、家族支援として実施されている様々な援助手法について運用実態の詳細を横断的及び継時的に把握し、実務上の課題および指導の狙い・効果・評価方法について調査と検証を行うことにより、今後の保護者援助において効果的な手法適用上のポイントとなるべき留意点や課題を整理し、保護者援助手法の活用方法と発展可能性を明らかにすることを目的とする。

<研究経過と今後の展開>

20年度、全国児童相談所の協力を得て実施した調査によれば、①虐待相談における保護者指導の実態は、各年度ごとに指導体制・内容に変化がうかがわれる。②基本的にケースワーク、ソーシャルワークによる指導があり、その一部に折衷的な様々な技法の応用が行われている場合が多い。③ごく限られた範囲で特定の専門的プログラム指導が行われている。等が判明した。課題として④個人的な関心・努力に依存した実施体制と予算措置上の不安定さによる流動性があり、継続的な定点観測的な状況把握が必要なことが明らかとなってきた。また⑤指導途上の節目、節目での課題とそれに対応する具体的な狙いと指導内容、手法に一定の流れが想定される。大まかにみると(1)対応の初期～中期には、保護者の虐待認知や児童相談所との関係の持ち方に焦点があり、かなり多量の人員と様々な折衷的なアプローチが試みられている。(2)中期～後期にかけては、一定の不適切養育の認識や支援への動機づけが認められる保護者には固定的指導プログラムが提案・提供される傾向がある。(3)全体としては固定的・専門的なプログラムの提供は限定的なもので、中心はソーシャルワークにおける折衷的なアプローチの展開にある。

21年度は基本的な児童相談所のソーシャルワークとしての指導枠組み、実際に施設から引き取られた被虐待児、および虐待を否定したり指導に従わない保護者へのアプローチに焦点を当てた調査を行い、最終的には児童相談所における保護者指導全般の基本的な枠組み、グランドデザインの抽出を目指す。

調査については20年度調査を踏まえて継続的な実態把握、ヒアリングによる各児童相談所の実施状況の把握、及び実施担当者への調査による。基本的な調査は質問紙による全国児童相談所調査を準備中であり、積極的なご協力をよろしくお願いしたい。

研究名 (研究費名)	児童虐待事例で児童相談所と対峙する保護者への対応に関する研究 (平成21年度こども未来財団児童関連サービス調査研究等事業)
主任研究者名	野村武司(獨協大学法科大学院教授)
報告書配布先	全国の児童相談所等の関係機関
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	i-子育てネットより公開予定 http://www.i-kosodate.net/mirai/research/
<p><研究の概要></p> <p>児童相談所により子どもを一時保護され、児童相談所と対峙する保護者に関する事例から見える問題点を、アンケート等を通じて児童相談所等から収集する。あわせて審判例・裁判例を収集する。これら事例の分析により、かかる保護者と児童相談所の紛争の実情を把握するとともに、どのような条件で対立関係が生じるかの要因分析を行う。また、研究班で児童相談所向けのコンサルテーションを実施する。</p> <p>分析で得た内容について、こうした保護者への対応のガイドラインを作成するとともに、一時保護を受けた保護者の不服に対して、子どもの福祉の観点から、ふさわしい救済システムを構想する。</p> <p><調査研究の目的></p> <p>児童相談所により子どもを一時保護された保護者は、当該児童相談所と対峙する関係に立つことがある。そして、しばしば、児童相談所が子どもの福祉のための援助機関として保護者に対して有効な働きかけができないまま、保護者が児童相談所と対立し、不服を申立て、訴訟に至るケースも見受けられるところである。さらに、こうした対立が、「嫌がらせ電話」、「脅迫」、「支援者を募っての圧力」などの実力行使に及ぶこともある。</p> <p>こうした事態は、児童相談所が、援助機関と強制力を持つ機関の両面を持っていることに起因するものと思われるが、他方で、保護者が児童相談所と対立関係に至っている場合でも、弁護士等に関与を依頼した事例で、保護者の代弁者として弁護士等が事例に関与することで保護者の気持ちの整理や機関との対応が整理され、解決が図られる例もみられるところである。</p> <p>近年、特にこうした事例が増え、膠着状態ともいえる状況が生じており、子どもの福祉に重大な影響を与えていることに鑑み、児童相談所に対峙する保護者への対応のガイドラインを作成するとともに、児童相談所と保護者の対立と紛争の解決システムの提案を目的に行うものである。</p> <p><調査研究計画></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 児童相談所へのアンケートの実施／弁護士へのアンケートの実施 ② 児童相談所からのコンサルテーション ③ 現地調査の実施 ④ 日本子ども虐待防止学会大会への参加 ⑤ ガイドラインの作成 ⑥ 紛争解決システムの政策提言 <p>※ ①②③については、児童相談所の積極的なご協力をよろしくお願いしたい。</p>	

研究名 (研究費名)	児童福祉法第 28 条適用の現状と課題についての研究 (平成 21 年度日本子ども家庭総合研究所チーム研究)
主任研究者名	高橋重宏 (東洋大学社会学部教授)
報告書の配布先	全国の児童相談所等の関係機関 (日本子ども家庭総合研究所紀要として送付予定)
インターネット 閲覧の可否及び 閲覧先アドレス	紀要発送後に日本子ども家庭総合研究所ホームページに掲載予定 http://www.aiiku.or.jp/member/m_menu.php
<p>(研究概要)</p> <p><研究理由></p> <p>これまで法改正により、児童虐待を行った保護者に対する指導について、家庭裁判所が勧告を行うなどの、面会通信制限の実施等について体制の強化が図られてきた。</p> <p>さらに、平成 19 年児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正により、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化などが新たに求められるようになった。</p> <p>しかしながら、児童相談所の権限の強化が行われる一方、警察、司法の関与は進められてきたものの未だ限定的であるなど、まだまだ積み残した課題は多い。本研究では、児童福祉法 28 条を中心とした、児童相談所業務の実施状況、および児童相談所の実践現場における意見を集約・把握し、今後の討課題の抽出を行うことを目的とする。</p> <p><研究計画></p> <p>本研究は、①先行研究の検討、②児童福祉法 28 条に関連した適用状況の確認、③児童福祉法 28 条に関連した将来的な課題の整理を行う。</p> <p>具体的には、①②について、全国の児童相談所に対して実施状況、および実践上の問題点等についてアンケート調査を実施する。加えて、協力を得られた自治体において、具体的な事例について事例の情報がでない形で、対応策や課題点に絞ってデータの収集と分析を行う。</p> <p>③については、昨今インターネットを中心として児童相談所職員名を具体的に挙げた抗議や、保護された子どもが奪還を迫る事例が増加している。児童相談所の権限強化に伴い、これらの問題については今後も大きな課題となることが予測される。従って、児童福祉法 28 条を中心として今後予測されるバックラッシュの問題についても対応策・課題点に絞って検討を行う。その際に、日本において英米法・ローマ法体系が両存する問題等も検討に加えることとする。</p> <p><期待される効果></p> <p>法改正に伴う児童福祉法 28 条の現状と課題が把握できる。加えて、バックラッシュなどの児童福祉法 28 条にまつわる今後の課題について、検討の視点を得られることができる。</p> <p><今後の予定></p> <p>7 月から 9 月にかけて、全国の児童相談所に対する質問紙調査、およびご協力頂ける自治体と連携して事例調査を実施する予定であり、積極的なご協力をよろしくお願いしたい。</p>	